

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 毛生え薬と医療費控除

Q : 去年は毛生え薬が話題になりましたが、毛生え薬は医療費控除の対象になりますか。

A : 市販の養毛剤等は、医療費控除の対象にはなりません。

【解説】

医療費控除の対象になる医療費は、医者にかかった際の診療費や治療費、通院費などのほか、治療・療養目的で購入した売薬の購入費用も含まれます。

逆に、医療費控除に該当しない医療費とは、容姿を美化し、又は容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用や、いわゆる人間ドックその他の健康診断のための費用、医薬品の定義に該当する医薬品であっても、疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の対価などです。

ところで、去年は毛生え薬「リアップ」が発売され話題になりましたが、この毛生え薬が医療費控除の対象になるかどうか気になるところです。

治療又は療養に必要な医薬品であれば医療費控除の対象になりますが、市販の養毛剤等を使うということは、端から見ればただ単に見栄えをよくするという目的で使っているのか真剣に治療目的で使っているのか、判断がつかないため、医療費控除の対象にはならないようです。

ただし、医者の処方箋を受けて購入した円形脱毛症用のフロージンローションなどであれば治療目的のものと認められ、医療費控除の対象になります。



KMIYO-I